

# 城里町長選挙

投票日 2月27日(日)

投票時間 午前7時から  
午後6時

城里町の設置に伴う選挙を2月27日に行います。

この選挙は、城里町の町政をなう人を選ぶ大切な選挙です。候補者の意見や主張をよく聞き、棄権することなく投票しましょう。

## この選挙に投票できる人

昭和60年2月28日以前に生まれた人で、平成16年11月21日以前に城里町の住民基本台帳に登録され(転入届をし)、引き続き平成17年2月21日まで住民基本台帳に登録されている人です(町外に転出した人は投票できません)。

### ●投票所

合併前の投票所と同じです。詳しくは投票所入場券、選挙公報をご覧ください。

## 期日前投票

投票日に仕事や旅行などや

むを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前日までに期日前投票ができます。

### ●期日前投票期間・時間

2月23日～26日

午前8時30分～午後8時

### ●期日前投票場所

期日前投票ができるのは次の3ヶ所です。

- ・コミュニティセンター城里
- ・桂支所
- ・七会支所

期日前投票には、入場券をお持ちください

## 病院などに入院している人

病気やケガなどで入院して

いる人や施設に入所している人で、投票日当日、投票所へ行けない場合は、指定されている病院・施設であれば、そこで不在者投票をすることができますので、病院長または施設長にお問い合わせください。

## 代理投票

文字の書けない人や身体の不自由な人は、厳正な立ち会いのもとに係員があなたの投票したい候補者の名前を代筆します。

あなたの大切な一票をムダにしないためにも、ぜひ投票にお出かけください。

## 郵便による不在者投票

郵便による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で障害の程度がそれぞれ次の①②に該当する人、介護保険法上の要介護者で介護保険証に要介護5の記載がされている人です。

- ①身体障害者福祉法上の身体障害者で、身体障害者手帳に上肢または、視覚の障害の程度が1級である者として記載されている人。
- ②戦傷病者特別援護法上の戦

傷病者で、戦傷病者手帳に上肢または、視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までであると記載されている人。

郵便で不在者投票するためには、前もって郵便投票証明書が必要ですので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 選挙公報

候補者の氏名・経歴・政見等を掲載した「選挙公報」を、選挙管理委員会が発行します。投票日の前日(2月26日)までに、皆さんのお宅へお届けします。

選挙公報が届かなかった場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 投票所入場券が届かないとき、紛失したとき

投票所入場券は、世帯ごとに郵送します。入場券が届かないとき、または、紛失されたときは、投票当日、直接、投票所の受付係にお申し出ください。

## 寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反す

ると罰せられます。

また有権者が寄附を求めることも禁止されています。

政治に携わる者はもちろんのこと、有権者一人一人が認識を高め、「三ない運動」の「贈らない、求めない、受け取らない」をモットーに、お金のかからない明るい選挙を心掛けていくことが必要です。

## 開票

2月27日(日)

午後7時30分から

コミュニティセンター城里

\*開票結果は防災行政無線・IP一斉放送でお知らせする予定です。

### 問合せ

城里町選挙管理委員会

☎029-288-3

1111

